

令和5年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年3月3日

招集年月日	令和5年3月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和5年3月3日 午前10時00分			議 長	中本 正廣
	閉 会				議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	7 番	影 井 伊久美		8 番	田 島 清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
	衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—	
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和5年3月3日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第3号	広島市と山県郡安芸太田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について
議案第4号	町道の認定について
議案第5号	安芸太田町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
議案第6号	安芸太田町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について
議案第7号	安芸太田町行政財産使用料条例の一部改正について
議案第8号	安芸太田町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
議案第9号	安芸太田町課設置条例の一部改正について
議案第10号	安芸太田町手数料条例の一部改正について
議案第11号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第12号	安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について
議案第13号	安芸太田町民広場条例の一部改正について
議案第14号	安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第15号	安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第16号	安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第17号	安芸太田町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第18号	安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第19号	安芸太田町戸河内林業総合センター条例の廃止について
議案第20号	工事請負契約の変更について（町道辺森線法面補修工事）
議案第21号	工事請負契約の変更について（町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事）
議案第22号	令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）

議案第 23 号	令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 24 号	令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 25 号	令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 26 号	令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 27 号	令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 28 号	令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 29 号	令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
議案第 30 号	（第 3 号）
議案第 31 号	令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 32 号	令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
	施政方針・予算概要
議案第 33 号	令和 5 年度安芸太田町一般会計予算
議案第 34 号	令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 35 号	令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第 36 号	令和 5 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
議案第 37 号	令和 5 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
議案第 38 号	令和 5 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 39 号	令和 5 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 40 号	令和 5 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
議案第 41 号	令和 5 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
議案第 42 号	令和 5 年度安芸太田町病院事業会計予算

令和5年第2回定例会
(令和5年3月3日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和5年第2回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり、議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求したものは、町長、教育長、病院事業管理者です。なお同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会から令和3年度事業に係る「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価報告」についてお手元に配付した写しのとおり提出がありました。12月の定例会以降、本定例会までに受け付けた陳情は、お手元に配付した写しのとおりです。監査委員から12月末現在及び1月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 行政報告

○中本正廣議長

日程第2、行政報告を行います。町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。橋本町長。

○橋本博明町長

おはようございます。本定例会におきましてもですね、適切なるご審議を賜りますよう、どうぞよろしく願い申し上げます。それでは行政報告につきまして、お手元に配付しております資料の読み上げをもって代えさせていただきます。と思っております。

行政報告1、安芸太田町らしい教育のあり方懇話会について。

12月7日に第3回目の懇話会を開催し、「きのくに子どもの村学園」学園長堀真一郎委員に「体験学習が学校を変える」と題して発表、提言をいただきました。子どもの村学園の特徴をご紹介いただくとともに、子どもたちの考えや意思といった主体性を尊重し、それを引き出すために体験学習を重視することをご提案いただきました。続いて2月10日には第4回目の懇話会を開催し、「認定NPO法人カタリバ」ディレクター菅野祐太委員に「地域とともに高め合う教育の推進」と題して発表、提言をいただきました。地域・子どもたちがそれぞれ幸せに生きるため、子どもたちの主体性を軸として、地域と子どもたちが共に学び合い、高め合う地域づくりについて、事例を交えながらご提言いただきました。

2、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業について。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、政府が打ち出した、低所得世帯に対する1世帯あたり5万円を支給する給付事業について、本町においては支給要件に該当する1,132世帯に対して、これまで1,003世帯、5,015万円の支給決定を行っております。

3、消防団活動について。

消防団では、新型コロナウイルス感染症対策のため警戒時間を短縮したうえで、12月28日から3日間、年末特別警戒を実施しました。また、1月8日には、戸河内ふれあいセンターで多くのご来賓にご臨席頂き、消防団出初式を挙行いたしました。更に昨年に続き本部団員2人がドローン操縦講習を受講したことで、現在4人が目

視外飛行に必要な技能認証を取得しております。今後もドローンの機動力を消防活動や災害対応で効果的・効率的に機能させるための体制を構築して参ります。

4、安芸太田町地域公共交通会議について。

第4回地域公共交通会議を1月12日に、第5回地域公共交通会議を2月27日に開催いたしました。会議では、地域公共交通計画の改定について議論いただいておりますが、町内移動については定額タクシーを基軸とした体系とすること、町外移動については、広島電鉄三段峡線について、フィーダー化を見据えて路線を再編すること等を提案し、各委員からご意見をいただいたところでございます。今後は、パブリックコメントの募集等を行い、年度内の改定を目指しております。

5、m o r i c a (モリカ)の運用について。

12月1日から運用を開始したm o r i c a (モリカ)は、2月16日時点で、利用総額は4,872万円で、うち住民お一人7,000マナーを交付した期間限定分は3,449万円で、86.3%の利用率となっています。また、チャージ額は総額で1,867万円となっております。このうち、定額タクシーにおけるモリカでの決済率は81.8%で、定額タクシーにおけるモリカの利用は定着しつつあります。また、1月30日からモリカでマイナポイントの申請を受け付ける事が出来るようにしたところ、新たに388件、279万円分のマナーが付与されております。更なる利用推進に向けて、スマホ教室とモリカアプリ説明会も実施しております。これまで4回開催し、スマートフォンの基本操作等の入門講座とモリカアプリの利用方法や便利な使い方の説明を行い、4会場で合計29人の参加がありました。

6、G7広島サミット開催に係る取組みについて。

G7広島サミットを応援する取組みとして、株式会社サクラオブルワリーアンドディスティラリーとの共同企画で、「戸河内ウイスキー」のG7広島サミット応援限定版の製造を進めております。4月上旬には完成し、広島サミット県民会議への提供等を行う予定でございます。

7、特定地域づくり事業協同組合の創立について。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業協同組合の認定に向けて、1月27日に「あきおおた未来創造協同組合」の創立総会が開催されました。設立は農業法人やスキー場運営会社、飲食業等の7事業者が組合員となりました。今後は県の認定を受けたのち、派遣事業の申請を行う予定でございます。

8、移住PRイベント「あきおおたとつながるDAY」の開催について。

2月23日、移住のPRイベントとして、「あきおおたとつながるDAY」を開催しました。広島市西区商工センターの無印良品 広島アルパークの一角をお借りし、移住相談ブースの設置、空き家バンクの紹介のほか、津浪神楽団による神楽の上演や、三段峡VR体験等、安芸太田町の魅力を発信いたしました。

9、ふるさと納税の推進について。

令和4年度の「ふるさと納税」は、1月末現在で10,306件、1億4,103万4千円に達し、前年同期と比べプラス7%と過去最高を更新する見込みでございます。今年度はポータルサイトとして新たにauPAY・ふるなび・セゾンを加え、4事業者を登録し、新規返礼品47点の取り扱いを開始しております。「企業版ふるさと納税」についても鋭意トップセールスを行っており、地域課題の解決などへ向けて現在5社630万円のご支援・ご賛同をいただいたところです。今年度の目標である1億7千万円の達成に向けて、引き続き働きかけて参ります。

10、地域おこし協力隊について。

地域おこし協力隊は、1月から自伐型林業に取り組む隊員1人が新たに活動を開始した一方で、任期を残した隊員1人が、新たな進路に向かうために1月末をもって退任したため、現在合計7人の隊員が町内各所で活動しております。地域おこし協力隊を導入する自治体が年々増え、自治体間の競争の高まり等から、採用が計画通りに進みにくい状況でございますが、引き続き魅力的な課題を提示する等、隊員獲得による地域課題解決に努めて

参ります。

11、国民健康保険の運営に関する協議会について。

2月7日に協議会を開催し、令和5年度の事業計画案及び予算案並びに保険税率案について諮問をいたしました。会議では、国保財政の見通しや保健事業等に関しご質問やご意見をいただいたうえで、諮問どおり実施するよう答申をいただきました。なお、本答申に基づいて、本定例会に関連する条例改正案を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

12、ごみ分別五十音事典について。

以前より要望が多かった「ごみ分別五十音事典」がようやく完成し、1月の文書発送で全戸配布させていただきました。ごみの分別に際して、住民の方の負担軽減になることを期待しております。また、1月31日からは英語版も町のホームページにおいて公開しております。

13、温井ダム周辺エリアの利活用について。

1月19日に開催した第2回龍姫湖利用協議会において、今年度の社会実験の報告並びに、来年度の事業について協議いたしました。来年度は年間通じて社会実験を実施し、ウェイクサーフィン、カヌー、SUP等の湖面利用のみならず、周辺エリアでの飲食サービスの提供等も含め、龍姫湖周辺エリアでの更なる事業可能性を調査いたします。現在は、新たな事業者の公募を実施しているところですが、この社会実験により、利用ニーズの把握や営業活動の実態、収支状況等の整理を行い、正式にエリア内での事業を可能とするために必要な「都市・地域再生等利用区域の指定」を目指す予定でございます。

14、観光誘客について。

観光庁の地域独自の観光資源を活用した稼げる看板商品創出事業について、地域商社あきおおたを事業主体とし、町内の観光資源を活用しながら実施いたしました。冬の里山での伝統神楽の鑑賞や戸河内剝物の伝統工芸の体験など宿泊を伴うモニターツアーを企画し、延べ7回、大人95人、子ども18人に参加いただき催行いたしました。この内2回は沖縄在住者向けツアーで、初めての雪遊び体験をテーマに実施いたしました。また、神楽は普段見ることのできない神楽殿での上演や衣装の試着体験などを工夫し、町内神楽協議会にご協力いただきました。来年度は稼げる商品として販売ができるよう、地域商社あきおおたと更なるブラッシュアップに努めて参ります。恐羅漢スキー場は、中国地方で最も早く12月15日から営業を開始いたしました。県道恐羅漢公園線は引き続き通行止めが続いていますが、降雪にも恵まれ、1月末までの利用者数は前年比112%で推移しております。

15、道の駅再整備基本計画について。

道の駅再整備にあたって、公民連携の可能性を探るために12月から断続的に公募型サウンディングを実施いたしました。民間企業7社から応募があり、立地性、敷地条件、導入機能、事業手法、スケジュール等について、11月に行ったヒアリング以上により具体的かつ踏み込んだ意見交換を行いました。

これらの意見を参考に、現在道の駅における公民連携の在り方を精査しているところであり、年度内に再整備基本計画を策定したいと考えております。

16、加計スマートインターのフルインター化について。

昨年9月に国において準備段階調査箇所として選定いただいて以降、関係機関である国土交通省、広島県、NEXCO西日本と検討を進めております。また、2月8日には国土交通大臣にお会いし、フルインター化の早期事業化に向けた要請活動を行って参りました。

17、上下水道事業への地方公営企業法の適用について。

簡易水道事業及び下水道事業については、令和6年4月の地方公営企業法適用開始を目指して、資産整理や公営企業会計システムの導入等の準備を進めております。事務量の増加や組織体制の構築による負担を考慮し、公営企業会計については一部適用を選択する予定ですが、適用後は、経営状況の明確化、適切な使用料の算定、経営意識の向上、水道施設の適正な財産管理が可能となります。

18、「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付について。

新たな指針に基づく手帳交付については、これまで広島県で1,246件の手帳交付申請があり、960件交付されています。本町における手帳等の交付状況は、下表のとおりでございます。ご覧ください。(別表1)

なお、改めて国・県に照会したところ、新しい被爆者認定指針運用後に亡くなられた人にも、手帳の交付は可能であることが確認出来ました。本町では、昨年4月以前に手帳交付を申請され4月以降に亡くなられた3人について、ご遺族に被爆者健康手帳が交付されています。現在も1人について審査が継続中でございます。また、胎内被曝に係る申請についても8人の申請があり、そのうち4人に被爆者健康手帳が交付されている状況でございます。

現在、手帳交付に係る相談に加え、医療費等の返還に伴う相談・申請も多いため、これまで以上に広島県と連携を取りながら適正な事務に努めて参ります。

19、新型コロナウイルス感染拡大への対応について。

高止まりが続いていた新型コロナウイルス感染症の感染者数は、2月に入り減少傾向に転じております。町内では年明け以降、2月20日までに新たに241人の感染が確認されております。また、2月20日現在のワクチン接種者は、3回目接種終了者が4,410人、4回目接種終了者が3,587人、5回目接種終了者が2,575人となっております。3月13日以降、マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることに変更されます。さらに、5月には新型コロナウイルスの分類が季節性インフルエンザと同等の第5類に引き下げられる予定です。コロナへの対応が徐々に変化していく中、我々もその変化に適切に対応しながら、今後とも動向を注視して参ります。

20、筒賀拠点整備計画策定委員会と意見交換会について。

老若男女全ての地域住民が、利用しやすく、快適な環境で集える筒賀交流拠点を整備するため、8月から月1回のペースで策定委員会を開催しております。第5回策定委員会を1月12日に開催し、各機能の具体例と提供サービスとの関係や、運営団体の重要性、PFIを含めた今後のスケジュールなど議論いただきました。5回の会合を通じて大まかな論点はほぼ議論いただいた事から、現時点での計画をもとに、地域住民を対象とした意見交換会を2月26日に開催するとともに、計画の概要をホームページでも公開し、町民からのパブリックコメントを募集しているところでございます。

21、学校教育活動について。

町内中学校修学旅行は、12月4日からの3日間、東京方面にて実施いたしました。2月2日、幼保小連携・接続充実事業における町推進協議会を実施しました。町内の園所・小学校の管理職と担当者が集まり、また大学講師も招聘し、1年間の成果と課題を整理するとともに、新1年生のスタートカリキュラムについて検討し、就学前教育から学校教育へのつながりを確認いたしました。2月5日、本町が13年にわたり研究者や全国の学校等と連携して推進している「新しい学びプロジェクト」の成果報告会が東京聖心女子大学で開催され、本町の取組について実践報告を行いました。2月9日には、文部科学省からも現地視察があり、加計小学校、戸河内小学校のアクティブ・ラーニンググループを紹介するとともに、町内教職員へのインタビューが実施され、高い評価をいただきました。2月24日から3月2日にかけて、町内各校において今年度最後となる第3回学校運営協議会を開催しました。この会では、各校の1年間の教育活動に対する評価をするとともに、次年度以降、学校と地域がより一体となって子どもたちの成長を支えていくためのコミュニティスクールの在り方について協議いたしました。

22、人権フェスタについて。

12月17日、人権フェスタを川・森・文化・交流センターで開催し、約150人に参加いただきました。オープニングは、加計小学校5・6年生によるマーチングバンドの演奏、その後ヴィオラ奏者沖田孝司さんとピアノ奏

者沖田千春さんによるトーク&コンサートを行うとともに、会場内に町内小学6年生の人権標語の展示や町内福祉事業所等による体験・展示・販売コーナーを設けました。

23、「二十歳を祝う会」の開催について。

1月8日、安芸太田町「二十歳を祝う会」を川・森・文化・交流センターで開催し、二十歳を迎えられた41人のうち29人が出席されました。記念式典では、小田愛芽さんが代表して誓いの言葉を述べられ、アトラクション「恩師からのメッセージ」では町内で過ごした中学時代を懐かしむ様子が伺えました。

24、立志式の開催について。

2月4日、立志式を川・森・文化・交流センターで開催しました。町内中学2年生が出席された式典では、各中学校の生徒代表者が将来の夢と志を誓い、実現に向け努力していく決意を発表しました。講演では、加計中学校の卒業生で、現在、まんが喫茶とりこやを経営されている栗栖悠さんを講師に、自分が決めたことはあきらめず実現するために努力を継続していくことの重要性を伝えていただきました。

25、安芸太田病院、認知症病棟の閉鎖について。

地域全体で認知症を見守る体制ができつつある一方、認知症治療病棟の入院患者数は減少していることから、令和4年度末に病棟を閉鎖するべく準備を進めてきたところ、全ての入院患者が11月中に個々の容態に合った施設や病院に移られたため、12月より休床といたしました。このことを踏まえ、認知症治療病棟については予定通り3月末で閉鎖するとともに、3階療養病床の一部は来年度介護医療院へ転換するよう準備を進めているところです。

26、発熱外来A I問診の導入及び外来呼び出しを受付番号に変更。

医療の質の向上に向けて、日本医療機能評価機構による病院機能評価を令和5年度に受審する予定であることから、現在、院内の様々な手順を標準的、患者中心なものに改めているところでございます。例えば、現在外来診察でA I問診を一部を導入していますが、この度、患者様と医師双方の負担軽減を目的に、発熱外来にもA I問診を導入いたしました。これにより、来院する前に、スマートフォンを利用し自宅等で問診が可能となり、待ち時間削減と感染リスクを把握できます。また、患者の氏名や生年月日は個人情報保護法の定める個人情報に該当することから、外来での呼び込みを氏名ではなく受付番号に統一いたしました。ただし、日ごとに代わる受付番号は分かりにくいとの意見もありますので、引き続き患者様に寄り添った呼び込みシステムになるよう工夫して参ります。

以上でございます。

○中本正廣議長

以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番影井伊久美議員及び8番田島清議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定

○中本正廣議長

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日3月3日から3月17日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は15日間に決定しました。

日程第 5. 議案第 3 号
日程第 6. 議案第 4 号
日程第 7. 議案第 5 号
日程第 8. 議案第 6 号
日程第 9. 議案第 7 号
日程第 10. 議案第 8 号
日程第 11. 議案第 9 号
日程第 12. 議案第 10 号
日程第 13. 議案第 11 号
日程第 14. 議案第 12 号
日程第 15. 議案第 13 号
日程第 16. 議案第 14 号
日程第 17. 議案第 15 号
日程第 18. 議案第 16 号
日程第 19. 議案第 17 号
日程第 20. 議案第 18 号
日程第 21. 議案第 19 号
日程第 22. 議案第 20 号
日程第 23. 議案第 21 号
日程第 24. 議案第 22 号
日程第 25. 議案第 23 号
日程第 26. 議案第 24 号
日程第 27. 議案第 25 号
日程第 28. 議案第 26 号
日程第 29. 議案第 27 号
日程第 30. 議案第 28 号
日程第 31. 議案第 29 号
日程第 32. 議案第 30 号
日程第 33. 議案第 31 号

○中本正廣議長

日程第 5、議案第 3 号、広島市と山県郡安芸太田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議についてから、日程第 33、議案第 31 号、令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算（第 1 号）までの 29 件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

それでは、議案についてご説明をさせていただきます。

議案第 3 号、広島市と山県郡安芸太田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について。広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 4 号、町道の認定について。町道上田野原 3 号線の町道の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 5 号、安芸太田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体が適用対象となることに伴い、現行の安芸太田町個人情報保護条例を廃止して、新たに新法の施行条例を制定するとともに、関係条例を整備するものです。

議案第 6 号、安芸太田町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。現行の安芸太田町情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止して、新法に対応する審査会を設置するもので、現行の審査会を移行させるものです。

議案第 7 号、安芸太田町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を整備するものです。

議案第 8 号、安芸太田町行政財産使用料条例の一部改正について。行政財産使用料の設定や徴収時期など事務運用上、明確にさせるべき事項等について条例の一部改正を行うものです。

議案第 9 号、安芸太田町課設置条例の一部改正について。機構改革により令和 5 年度から新たな体制とするため、条例の一部改正を行うものです。

議案第 10 号、安芸太田町手数料条例の一部改正について。安芸太田町地域通貨もりかカードの再発行手数料を定めるため、条例の一部改正をするものです。

議案第 11 号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について。国民健康保険税の税率改正について「安芸太田町国民健康保険の運営に関する協議会」から答申を得たもので、国民健康保険の県単位化に伴い、保険税水準の統一を目指し、県が示す準統一保険料率に向けて段階的に改正しようとするものです。

議案第 12 号、安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和 5 年 2 月 1 日に公布されたことに伴い、国民健康保険の出産育児一時金の支給額を引き上げるため、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

議案第 13 号、安芸太田町民広場条例の一部改正について。本条例中の猪山広場及び寺領地区農村広場について、町外利用者が利用する使用料を変更するため、条例の一部改正を行うものです。

議案第 14 号、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。民法等の一部を改正する法律の一部が改正され、関連する児童福祉法施行規則等の整備に伴う懲戒権の削除。また家庭的保育事業の基準の改正に伴い、安全管理徹底の規定を加える等の改正を行うものです。

議案第 15 号、安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法の懲戒権の削除に伴い改正を行うものです。

議案第 16 号、安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。放課後児童健全育成事業の基準の改正に伴い、安全管理徹底の規定を加える等の改正を行うものです。また放課後児童支援員の資格について必要な事項を定める改正を行うものです。

議案第 17 号、安芸太田町附属機関の設置に関する条例の一部改正について。町内小学校・中学校におけるいじめによる重大事態が発生した場合において、公平性・中立性を確保して調査を行うための専門的な知識及び経験を有する者をもって構成する「安芸太田町いじめ問題調査委員会」を設置するとともに、「いじめ問題調査委員会委員の日額報酬」を定めるため、関連する条例の一部改正を行うものです。

議案第 18 号、安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について。安芸太田病院の精神病床を廃止し、療養病床の一部を介護医療院に転換するため、条例の一部改正を行うものです。

議案第 19 号、安芸太田町戸河内林業総合センター条例の廃止について。平成 5 年 3 月に設置した当該施設について、隣接する太田川森林組合に貸付けるため、条例の廃止を行うものです。

議案第 20 号、工事請負契約の変更について（町道辺森線法面補修工事）。町道辺森線法面補修工事に伴う工事請負契約の変更について、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 21 号、工事請負契約の変更について（町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事）。町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事に伴う工事請負契約の変更について、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 22 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）。令和 4 年度安芸太田町一般会計の補正予算第 7 号は、歳入歳出それぞれ 8,707 万 7 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、歳入が町税や地方交付税等収入見込に伴う増のほか、補助事業の確定に伴う国県補助金及び補助裏の起債の減と財政調整基金をはじめとする基金繰入金等の減が主なものです。歳出は、各事業の実績見込み精査による減額が大半となっています。なお、増額分は、農林水産業費で森林環境譲与税基金積立金の増。土木費が除雪事業における委託料の増。その他、事業精算による国庫補助金の返還金が主なものです。また繰越明許費についてもお願いするものです。

議案第 23 号、令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 1,373 万 9 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、一般被保険者の療養給付費の増が主なものです。

議案第 24 号、令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計の補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 1 万 6 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、職員給与費等の人件費の減が主なものです。

議案第 25 号、令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）。令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算第 4 号は、歳入歳出それぞれ 732 万 7 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、介護予防・生活支援サービス事業等の事業費精算による減が主なものです。また繰越明許費についてもお願いするものです。

議案第 26 号、令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計の補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 315 万 3 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、介護予防支援事業の事業費精算による減が主なものです。

議案第 27 号、令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計の補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 1,018 万円の増額を定めるものです。今回の補正は、広島県水道企業団設立準備協議会精算に伴う負担金の増などが主なものです。また繰越明許費についてもお願いするものです。

議案第 28 号、令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計の補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 100 万円の減額を定めるものです。今回の補正は、処理施設維持管理委託料の事業費精算による減が主なものです。また繰越明許費についてもお願いするものです。

議案第 29 号、令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計の補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 814 万 8 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、筒賀地区マンホールポンプ場制御盤設置工事の減が主なものです。また繰越明許費についてもお願いするものです。

議案第 30 号、令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）。令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計の補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 69 万 2 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、事業費の予算組み替え及び前年度繰越金の精算に伴う財産区管理基金積立金の増が主なものです。

議案第 31 号、令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算（第 1 号）。令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計の補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 77 万 8 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、施業面積の縮小に伴う事業費の減が主なものです。以上でございます。

○中本正廣議長

これで提出者の提案理由の説明を終わります。以上議案については、後日、詳細説明、審議を行います。

日程第 34. 施政方針・予算概要

○中本正廣議長

日程 34、令和 5 年度安芸太田町予算の提出にあたり、町長より施政方針・予算の概要の申し出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

それでは改めて令和 5 年度の予算の概要・施政方針について、お手元にお配りしております資料の読み上げをもって代えさせていただきますと思っております。令和 5 年度予算の概要。5 年度安芸太田町予算案をはじめ諸議案を提出するにあたり、その概要を申し述べますとともに、本町をとりまく最近の諸情勢とそれを踏まえた令和 5 年度の施政方針について申し述べ、議員各位並びに町民のご理解を得たいと存じます。

過去 2 回の予算編成時にも申し上げたとおり、橋本町政の最優先課題は、過疎化を食い止めることであり、そのための施策は優先して取り上げてまいりました。

それぞれの取り組みについては、期待どおり上手くいったもの、そうでないもの、様々ございますが、結果として、今年度の人口動態のうち社会動態については、2 月末現在で+15 と 3 町村合併以降、初めて社会増を維持しております。もちろん、最も人の出入りが激しいのは 3 月ですので、今年度を社会増で終わられるかは予断を許さないところですし、社会動態そのものが年によって大きく変動するものですから、一喜一憂するわけには参りませんが、これまでの取り組みについて、現状は大きな方針転換を必要としてはおらず、むしろ引き続き進化を図りながら、町民に一刻も早く成果を感じていただけるように、一層のスピードアップを図るべきと考えています。

そうした状況認識のもと、令和 5 年度の骨太プログラムにおいて示した予算編成の重点分野は、『「住み続けたい、住んでみたい」まちづくりの具現化』と『まちづくりビジョンの更なる進化』の 2 つでありました。

岸田総理がコロナウイルスの感染症法上の位置づけを5類に引き下げる判断をされて以来、社会全体がポストコロナを意識し始めたと感じます。コロナが無くなる事はないと思いますが、それでも今まで停滞していた社会が再び動き出し始める予感の中で、過疎化に歯止めをかけるための地域間競争もまた、激化していくと考えます。コロナ禍で地方への関心が高まっている今こそ、「住み続けたい、住んでみたい」まちづくりの早急な具現化が求められます。

他方、これまで人口減少に歯止めをかけるために進めてきた取り組みには、住む場所の確保や雇用の確保など、目の前にある課題を解決するという意味で対症的であるということも繰り返しお伝えして参りました。それは、ありがたい事に本町の場合、本町の良さをアピールするまでもなく、既に移住希望者は沢山おられるのに、移住への環境整備ができていないためにチャンスを逃していたからであります。

しかし、地域間競争が激化すれば、そういった状況も変わってまいります。環境整備のみならず、本町のアピールにも力を入れなければならない時期はやって参ります。そのためには、我々自身が、本町の特徴や目指すべき将来像を分析・把握しておかなければなりません。

たまたまではありますが、今年度は水道事業の広域連携を巡る議論や教育大綱の改訂作業の中で、まちの将来像について考える機会がたくさんありました。また、本町の第二次長期総合計画は2024年で終期を迎えます。その意味でもまちづくりビジョンの進化に向けて、準備を始めるには良いタイミングであろうと考えた次第です。

本町を取り巻く環境について、国政に目を転じますと、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方、ロシアによるウクライナ侵攻も1年を過ぎ、岸田総理は、今がまさに歴史の転換期にあつて、日本が直面する内外の重要課題の解決に道筋をつけ、未来を切り拓かなければならないとの認識に立ち、防衛力の抜本的な強化、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現、グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーションといった成長分野への大胆な投資、地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創生に資する取組みへの支援など、過去最高であった令和4年度を更に6兆5,195億円上回る一般会計総額114兆3,812億円の予算を編成されました。

また、県においては、「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」に掲げるそれぞれの欲張りなライフスタイルの実現を目指し、新型コロナウイルス感染症への対応、物価高騰・円安等への対応、社会的基盤の強化及びウィズ・アフターコロナにおける経済の発展的回復に向けたローカルトランスフォーメーションの実践、広島サミットの開催とレガシーの継承・発展に向けて取り組む予算として、こちらは一般会計総額1兆1,403億円と対前年0.3%減の予算案を提案されています。

本町の財政状況については、令和3年度は前年度に引き続き財政調整基金の補填を伴わない決算収支となり、自治体の実質的な負債割合を示す将来負担比率も36.6%から19.6%と更に改善されたほか、実質公債費比率も前年度の12.4%から12.3%と2年連続で改善されています。

一方、公債費については、令和3年度決算値で約12億1,800万円と5年連続で増加しており、現状の起債償還が落ち着く令和7年度までは、引き続き厳しい起債・基金管理による財政運営を行わなければなりません。

こうした状況を総合的に勘案した結果、令和5年度の一般会計予算は、今年度予算を5億2,000万円上回る81億5,100万円で編成いたしました。

そのうち、「住み続けたい、住んでみたい」まちづくりの具現化には8億9,500万円を充てています。

ポイントとしては、UIJターンしたくなる住宅の整備として、これまでの住宅改修事業に加えて、空き家バンクへの登録を条件に、空き家オーナーに対して物件の改修を支援する制度を新設するとともに、定住賃貸住宅についても公民連携事業として事業者選定に取り掛かるなど総額3,600万円を充てています。

「自然を活かした」魅力ある雇用の創出については、引き続き小規模林業の支援や地域商社あきおおたを中心に観光振興や特産物開発を行うほか、今年度中に策定する農業振興ビジョンに基づき、新たに祇園坊柿認証制度や小規模農家を認定し支援する事業を始めるなど総額1億5,700万円を充てています。

また、道の駅再整備事業についても、来年度はいよいよ公民連携事業として事業者選定に着手する予定です。

デジタル技術を活用した生活環境の充実については、新たに災害時に避難を必要とする方を支援するシステムを導入するとともに、これまで地域振興券に付与していたプレミアムを morica で対応させていただくことや小児科・産婦人科オンライン相談を開始するなど総額1億3,400万円を充てています。

地域包括ケアシステムの更なる充実としては、今年度モデル地区で進めているケアシステムの充実に向けた取り組みを更に支援するとともに、新たに、一部の乳幼児等の通院への助成事業を開始するなど総額4,400万円を充てています。

災害に強いまちづくりとしては、旧JR滝山川橋梁撤去及び宇佐の架道橋の解体工事に着手するほか、消防屯所の更新や消防団員の活動服を新調するなど総額3億800万円を充てる予定です。

病院経営改革プランの推進としては、令和5年度には医療と介護の両方が必要な方に向けた介護医療院を新設するほか、病院機能の質の確保に向けて機能評価を受けるなど総額1億2,600万円を充てています。

更なる賑わいに向けた既存施設の活用としては、旧殿賀小学校やいこいの村といった町有施設の有効活用を進めるなど総額4,500万円を予定しております。

地域の活性化に繋がる施設の整備としては、加計スマートインターのフルインター化について早期事業化に取り組むとともに、生涯活躍のまち構想に基づく筒賀拠点の整備についても事業化に向けて環境整備を図るなど総額3,200万円を充てることとしております。

まちづくりビジョンの更なる進化・深化としては総額6,000万円を充てています。

ポイントとしては、水を活かしたまちづくりの具体化として、県が主導する「わがまちスポーツ」事業の一環としてウォーターアクティビティを推進するほか、上下水道の今後を考える「水環境を考える会」を立ち上げるなど総額300万円。

自然を活かした教育環境の具体化については、引き続き教育大綱の改訂議論を進めるとともに、こども子育て支援計画策定に向けたニーズ調査を行うなど総額400万円。

健康づくりを通じたまちづくりの具体化としては「わがまちスポーツ」に登録したもう一つの取組みであるウォーキングの振興や検診事業の推進など総額1,700万円。

脱炭素社会・地域循環型社会の具体化として、大型開発事業に対する自然環境保全関連のガイドライン策定やバイオマス事業の推進に向けた協議会の設立など総額20万円。

公共施設の整理・合理化の具体化としては、公共施設等総合管理計画の策定や町所有施設の解体など総額3,600万円を充てる予定でございます。

令和5年度の予算編成は、メリハリをつけたつもりではありますが、結果として昨年度を5億円以上上回る規模となりました。

増額分の主なものとしては、旧JR河川橋梁・架道の撤去や、施設の解体・老朽化対策等に充てる費用が約4億円含まれております。これらは本町が解決すべき過去からの宿題ともいえるものであり、今後、新規の大型事業を軒並み立ち上げる中で、今のうちに整理できるものは整理すべきとの考えから令和5年度事業として組み込みました。結果として、財政調整基金取崩しは、前年度より1億1,000万円、その他目的基金では1億4,460万円の増額となっていますが、財政調整基金残高は26億円台を維持、その他基金を含む総額は昨年度当初予算見込値を上回る基金残高を維持するとともに、起債借入額については、前年度より2億6,100万円増となっていますが、起債償還額を下回る額に抑えるなど町債残高の確実な減少を確保しています。

また人件費の抑制では、正規職員分と会計年度任用職員の給与費を含む人件費全体で、前年度より 3,600 万円の圧縮を見越しております。

橋本町政も 3 年目を迎え、取り組んできた施策が少しずつ具体化・顕在化して参りました。そうした事業をさらに進化させる形で、令和 5 年度予算においても新規事業を盛り込んでおります。その多くは、予算額としては小さなものですが、いずれも本町の活性化には大きな役割を果たすものと確信しております。

また、限られた財源・資源を有効に活用する観点から、町としても民間事業者のノウハウを取り入れようと公民連携に力を入れているところですが、結果として令和 5 年度は最大 5 つの事業が P F I 事業としてスタートいたします。これらに加えて限られたマンパワーの中で高い行政サービスを維持するためのデジタルトランスフォーメーションに取り組むとともに、情報発信や住民との協働にも努めることで、小さな町であったとしても、また小さな町だからこそ、効率的・効果的な事業の推進に努めてまいります。

令和 5 年度は後期基本計画 4 年目の年となりますが、引き続き 7 つの「まちづくりの基本方向」のもと、7 つの施策分野を並行して効果的に進めることにより、過疎を食い止め、本町の活性化に努めてまいります。

それでは主要事業の概要及び各施策のねらいについて、部門別に説明いたします。

まず、総務部門ですが、令和 5 年度から役場組織の機構改革を実施いたします。D X を推進していくにあたって、企画課に D X 推進係を新設し、県から情報システム人材の派遣を受け、体制の強化を図ります。また、支所の維持係を本庁に集約し、効率的な業務運営ができるよう人事配置を行います。

次に、限られた人員で多様化・複雑化する行政サービスを効率的に提供できるよう、職員の意識改革や能力の向上を図るため、時代の流れに即応した研修を実施するとともに、独自の研修の内容を充実させます。

また、現在、新たな教育大綱の策定に向けて、そのたたき台を作る諮問機関として「安芸太田町らしい教育のあり方懇話会」を設置し議論しています。引き続き、本町の将来を見据えた大綱の策定を目指し、議論を重ねてまいります。

危機管理部門については、近年の激甚化している災害に対する日頃からの備え等、防災意識向上のために防災講演会等の啓発事業や防災マップの配布、避難所の課題の整理に取り組んでまいります。

また、献身的に活動いただいている消防団の活動服を消防庁が示す服装基準に適合する活動服へと更新し、団員の処遇改善を図るほか、老朽化した消防施設の計画的な整備として、修道地区の消防屯所建替え工事、各地区の防火水槽の整備を進めてまいります。

財政・管財部門におきましては、引き続き、人件費や計画的な起債償還などにより義務的経費の抑制等を行い、本町に見合う事業規模を念頭に持続性のある財政運営を進めながら、懸案であった旧 J R 滝山川河川橋梁の撤去を、令和 4 年度の実施設計に続き、令和 5 年度からの 2 か年計画で実施いたします。

また、行財政審議会においてお諮りをしています、公共施設等総合管理計画の見直しを踏まえ、令和 5 年度からは施設ごとの計画である公共施設個別施設計画の更新作業に着手し、個別施設の有効活用や廃止も含めた検討を進めてまいります。

税務・会計部門においては、町税等の納付について、コンビニ収納やスマートフォン決済アプリを利用した納付の取り扱いを進めてきました。4 月からは更に都市銀行などで納付できる Q R コードを活用した金融機関窓口納付をスタートさせ、納税者の利便性を更に進化させていきます。

また、今年度過去最高を更新する見込みの「ふるさと納税」ですが、来年度も返礼品のブラッシュアップに力を入れるとともに、「企業版ふるさと納税」についても企業の皆様からご支援、ご賛同をいただけるよう地方

創生関連事業の「進化」を図り、来年度の目標である2億円達成に向けて、鋭意取り組んでまいります。

企画部門においては、第二次長期総合計画（後期基本計画）や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度で終期を迎えることを念頭に、定めた数値目標（KPI）の達成度を確認し、各施策の課題について点検するとともに、次期計画の策定に向けて、そのあり方も含めて検討を進めます。

デジタルトランスフォーメーションの推進については、令和3年度に策定した「安芸太田町官民データ活用推進計画」に基づき、4年度に構築したデジタルトランスフォーメーション共通基盤を拡張し、住民基本台帳との連携により防災避難アプリなど、生活に密着したサービスを実装いたします。

移住・定住部門においては、引き続き空き家の利活用に向けた取組みを推進するとともに、令和5年度は、新たに空き家バンクに10年間登録することを条件に、所有者が行う自己物件の改修に町が補助を行う「空き家バンクオーナー改修制度」を創設します。

また、関係人口の拡大に向けて、デジタルマーケティングを活用し、移住定住情報を基軸に、観光体験やふるさと納税など町全体の情報を発信します。

更に、地域の仕事を組み合わせる年間を通じた仕事として創出する「特定地域づくり協同組合」の運用を開始します。

加えて、転出抑制策として、高等学校等通学費補助金事業、通勤者助成補助事業も拡充し、継続します。

公共交通については、「定額タクシー」を基軸にした交通体系に再編し、効率的で利便性の高い体系を構築します。また、地域の医療機関や商業施設等町内の事業者にも協力をいただきながら、定額タクシーの利用促進の実証を進めることで、地域で支える公共交通のあり方を模索いたします。

自治振興部門においては、協働のまちづくりを進めるため、住民との懇談会「はしもトーク」を引き続き開催します。

周辺集落においては、集落内での支え合いに対する支援がますます必要とされている現状を踏まえ、集落支援員の配置を継続いたします。

地域おこし協力隊は、現在活動中の7人に加え新たに3人を採用し、計10人体制とする計画であり、移住者ならではの視点や考えを活かした地域課題の解決と活力維持に繋がる活動を展開していくとともに、活動を終えた隊員が、退任後も町内に留まり活躍できるように、定住に向けた創業・起業支援にも引き続き取り組んでまいります。

戸籍住民部門においては、マイナンバーカードのさらなる普及に向けて、各種手続のサポートや出張申請等、きめ細やかな支援を行ってまいります。

人権啓発事業では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、人権啓発セミナーの開催や、広報誌等による啓発に引き続き取り組みます。

環境部門においては、課題となっている大規模開発事業と自然環境との調和を図るための方策について、環境保全審議会をはじめ関係機関の意見を伺いながら、ガイドラインを検討するなど整理してまいります。また、地球温暖化対策等の環境問題についても啓発事業に取り組み、環境問題に対する住民意識の向上を図ってまいります。

衛生部門においては、一般廃棄物の適正処理を根本としながら、資源の再利用を推進し、循環型社会構築に向け快適かつ衛生的なまちづくりを進めます。

また、ごみの分別・再資源化に関する情報発信、不法投棄防止の注意喚起等を行うことで、環境問題をより身近なこととして捉えていただけるよう周知・啓発に努めます。

農業部門においては、安芸太田町農業振興ビジョンに基づき、本町の農業施策を総合的かつ戦略的に進め課題

解決に努めます。

ひろしま活力農業経営者育成事業は、引き続き生産性を高めるために販路拡大など安定的な経営継続に向け支援します。特産品である祇園坊柿は、安芸太田町祇園坊柿認証制度を新設し、ブランド確立を図ります。また、太田川産直市への出荷者・出荷量を増やすためにも、本町独自の小規模農家認定制度を新設します。また、過疎高齢化への対応のため担い手への農地集約も進めてまいります。

林業部門においては、森林環境譲与税を活用した保育間伐を計画的に実施するとともに、災害防止のための危険木・被害木の処理事業の推進と小規模林業の育成事業を継続実施します。また、本町所有の林業総合センターを太田川森林組合に貸付け、木工加工施設を移転させ、G7広島サミット関連の商品開発や町内外の観光客に木に触れる体験会を開催するなど施設の有効利用を図ります。

有害鳥獣対策については、防止柵に対する補助と捕獲を継続するとともに、担い手を確保するための支援制度の拡充と環境改善のため不用果樹伐採に係る補助金を創設いたします。

水産業部門については、釣り場環境の整備による安全な釣り場と入漁者の増加を図るため、繁茂するヨシ等の対策や案内看板等の整備に係る補助金を創設いたします。

商工部門においては、安芸太田町商工会を通じて商工会員の経営指導や起業に向けた後押しをして、商工業者への支援を一層強化します。特に、令和4年12月に発行した地域通貨「morica」を通じた事業を展開し、町内消費を強化いたします。

観光部門については、地域DMOを取得した地域商社あきおおたが中心となり、地域住民や地域事業者との連携を進め、稼ぐ力を発揮させるための取組みを強化し、多様化する旅行ニーズと地域ならではのツアーの企画を進めます。

また、森林セラピーは令和4年度に実施した森林サービス産業事業の成果を踏まえ、各企業への働きかけを行い団体客の誘致を進めます。

町の伝統芸能である神楽については、令和4年11月に設立した安芸太田町神楽協議会を通じて、安心して活動できる環境づくりを推進します。

道の駅及び周辺施設の再整備事業は、道の駅再整備基本計画に基づき、道路管理者や周辺事業者等との合意形成を図りつつ、公民連携によるPFI事業者認定業務を実施します。

建設部門では、県の各種整備5か年計画に基づき、引き続き本町が要望している各種事業の早期着工・実現に向けて働きかけるほか、道路・河川・町営住宅・簡易水道・農業集落排水・特定環境保全公共下水道等の町民の生活を支える各種インフラについて、適切な維持管理を進めます。

空き家の解体について、今年度までは他人に危害を加える可能性のある危険な建物のみを助成対象としていましたが、令和5年度からは全ての空き家を対象にすることとし、老朽化した空き家の減少に努めます。

また、加計スマートインターチェンジのフルインター化については、昨年9月30日に国土交通省より準備段階調査箇所を選定されましたが、令和5年度は詳細設計に必要な地形測量及び事業化に向けた資料作成を行い、フルインター化の早期事業化に取り組みます。

定住促進住宅の整備については、今年度は、定住住宅事業に興味ある業者と対話を行い、建設手法や移住・定住者を引き付ける魅力づくりのアイデアをいただきました。令和5年度は、公民連携事業として業者選定等を進め、民間のノウハウを活用した質の高い、移住・定住者に魅力的な住宅の建設を目指します。

小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、整備率を高めるべく引き続き実施するとともに、下水道と浄化槽の格差是正策である法定検査補助金及び浄化槽維持管理費補助金も引き続き実施いたします。

水道事業においては、本町単独での事業継続を進めるうえで、料金収入の減少、施設の老朽化に伴う費用の増加、事業を支える人材・技術力の不足など様々な課題の解決に向けて、令和5年度は新たに広島市より専門人材を派遣いただき体制を強化するとともに、同様の課題がある下水道事業（農集・特環）を含め、関係者による協議会を立ち上げ、課題の共有や研修会等を開催し、将来に亘る安定した事業運営に向けた検討・準備を進めてまいります。

ます。

保健・医療・福祉の分野は、引き続き統括センター長の指導のもと、保健・医療・福祉の連携を図りながら町民の健康確保に努めます。

福祉部門においては、第3期地域福祉計画に基づき、地域での創意工夫による包括的な支援体制の整備・拡充など、地域福祉の推進を図ります。

障がい福祉業務では、障がいをもつ人が地域で相談しやすい体制の構築を図りながら、ニーズに沿った雇用・就労機会の創出と多様な就労の場の確保・提供に努めます。

また、障がいの有無にかかわらず、世代や分野を超えて、一人ひとりが主体的に地域で活躍できる「地域共生社会」の実現に向け、関係機関とも連携しながら障がい者施策及び自立支援に取り組むとともに、次期計画の策定を進めます。

介護保険業務では、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、多様なニーズに対応した介護の提供・整備について検討し、サービスの確保・充実に取り組みます。また、高齢者の社会参加や地域での支え合い体制を推進するとともに、地域に出向いて実施する介護予防事業を継続します。併せて、地域包括ケアシステムがより身近なものとなるよう、昨年度に選定したモデル地域への支援を継続します。

保健部門においては、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制を継続するとともに、感染拡大防止に関する啓発を継続します。また、中年期、前期高齢者の健康増進から後期高齢者の介護予防まで、切れ目のない支援体制を構築して生涯健康に過ごせる町民が増える取組みを進めます。

健診事業では、集団健診の健診機会を増やすとともに、個別健診のあり方を見直し、充実を図ります。

また、町外の病院を頻繁に利用せざるをえない乳幼児等の通院等に対して助成事業を新たに開始する他、小児科・産婦人科オンライン相談を試験導入し、小児科医・産婦人科医に、妊娠期や子育て、また思春期の悩みを安心して気軽に相談できる体制を整備します。さらに、母子健康手帳から始まるワクチン接種歴、各自の健診・疾患治療・投薬データを、個人のレベルで総合的に管理できるアプリの運用開始に伴い、健康関連事業等の啓発活動も充実させます。

昨年度から議論を開始している生涯活躍のまち筒賀拠点については、地域住民のご意見も伺いながら基本構想をまとめているところですが、令和5年度は、計画の実現に向けて引き続き準備を進めるとともに、将来の拠点運営が円滑に進むよう、各地域団体との連携や住民同士の連携を促すイベント開催等のソフト事業を先行して取り組みます。

就学前保育・教育部門においては、保小連携により、遊びから学習にスムーズな移行ができる環境を整えるとともに、子どもたちの育ちと子育てを社会全体で支援していく取組みを総合的に推進するため、第3期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画策定に向けた準備を進めてまいります。

放課後児童クラブ・放課後子ども教室関連施設については、不登校児童・生徒に対する学習支援等を行う専門的な知識と資格を有する児童支援員を配置するとともに、利用する子どもたちが ICT 機器を活用して宿題や家庭学習を行えるようインターネット環境の整備を進めます。

「森のようちえん」構想については、引き続き先進地の視察・調査・研究及び町内園所による自然体験活動等を実施し、実現に向けた準備を進めてまいります。

学校教育部門においては、本町が継続して取り組んできた新しい学びプロジェクトによって培ってきた子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」は全国的にも高い評価を得ており、本年度も、児童生徒が1人1台タブレットを使い、先端技術も活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」の進化を図るとともに、ICT教育の充実

を図るため、ICT支援員を配置することとしております。また、教員が児童生徒や保護者と向き合う時間を増やし、教育データを活用した学習指導と生活指導を実現できるよう、新たに校務支援システムを導入します。

更に小中学校にAIドリルを導入し、学習データを分析することで個別最適な学びの実現に努めるとともに、教育委員会会議をペーパーレスで行っていくなど教育DXの推進に取り組んでまいります。

学校施設、社会教育・体育施設については、空調設備の改修や照明器具のLED化を含め、経年による老朽化が進んでいるため、計画的な修繕等を行い、適切な管理に努めます。

加計給食共同調理場については、4月から調理、配送業務を民間企業に委託し、民間企業の活力や専門的な技術力を活用して、より充実した給食の提供を実施してまいります。

加計高校については、魅力向上のための取り組みを引き続き支援するほか、人材育成・交流センターの適切な運営と有効活用を行い、地域創生の担い手となる人材育成を図ってまいります。

生涯学習部門においては、全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会及び令和7年度において本町で開催される全国高等学校総合体育大会の登山競技の実施に向けて準備を進めてまいります。

町立図書館の運営については、蔵書の充実と図書館システムの整備を進め、移動図書館「やまびこ号」の運行についても、順次巡回ルートの見直しを行うなど一層の利用促進を図ってまいります。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

特別会計の予算については、国民健康保険事業特別会計が8億5,051万円で1,413万円の減、後期高齢者医療事業特別会計が1億6,683万円で808万円の増、介護保険事業特別会計が12億9,319万円で479万円の減、介護サービス事業特別会計が1,843万円で67万円の減、簡易水道事業特別会計が1億9,636万円で402万円の減、農業集落排水事業特別会計が1億2,446万円で181万円の増、特定環境保全公共下水道事業特別会計が3億258万円で826万円の増、筒賀財産区特別会計が3,423万円で188万円の減、内黒山財産区特別会計が1,952万円で1,508万円の増となっており、これら9つの特別会計を合計した当初予算額は30億610万円と、令和4年度当初予算に比べて774万円、率にして0.3%の増となっております。

最後に病院事業ですが、新型コロナウイルス感染症も約3年半が経過し、その扱いが当初の2類相当から本年5月より季節性インフルエンザと同様の5類感染症に分類が変わります。入院の場面では面会制限のため不安な入院生活を余儀なくされていた患者さんやご家族にとって、5月以降やっと今までの日常に近い生活が戻ってきそうでございます。

地域医療の質の向上では、健診者数の増加を目差し作成した病院パンフレットを活用し町内企業からの健診者数増加を目指します。

経営品質の向上・キュア&ケアの推進では、令和5年8月に受診する病院機能評価に向け、認定に必要な準備を職員一体となり進めてまいります。

コストパフォーマンスの最適化では、診療材料費の圧縮に留まらず、消耗備品の管理や節電等をより厳格に行い、病院全体としてローコストオペレーション体質へと変えてまいります。さらに介護医療院開設に合わせて老朽化が目立つ療養病棟の部分的な改修を行い、療養環境の整備による将来的な固定費の削減を目指します。

令和4年度決算見込みでは、電気代や材料費の高騰の影響が大きく、厳しい決算見込みであるため、令和5年度予算の町からの繰入額は前年度予算より2,000万円増額し、病院事業収益は病院・診療所合わせて20億6,600万円を予定しており、令和4年度当初予算と比べ1,028万円の増収を見込んでおります。

資本的支出は、入院棟3階療養病棟の改修や医療機器の購入、企業債の元金償還などで1億7,953万円を計上しております。

以上、令和 5 年度当初予算の概要説明とさせていただきます。

どうぞ、十分にご審議いただき、適切なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○中本正廣議長

これをもって、町長の施政方針・予算概要を終わります。

日程第 35. 議案第 32 号

日程第 36. 議案第 33 号

日程第 37. 議案第 34 号

日程第 38. 議案第 35 号

日程第 39. 議案第 36 号

日程第 40. 議案第 37 号

日程第 41. 議案第 38 号

日程第 42. 議案第 39 号

日程第 43. 議案第 40 号

日程第 44. 議案第 41 号

日程第 45. 議案第 42 号

○中本正廣議長

日程 35、議案第 32 号、令和 5 年度安芸太田町一般会計予算から、日程第 45、議案第 42 号、令和 5 年度安芸太田町病院事業会計予算までの 11 件を一括議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

続いて提案説明をさせていただきます。

議案第 32 号、令和 5 年度安芸太田町一般会計予算。予算概要において説明しましたとおり、安芸太田町の各種施策推進のため予算計上するもので、令和 5 年度安芸太田町一般会計予算は、総額 81 億 5 千百万円を定めるものです。予算規模は前年度より 6.81%の増としております。

議案第 33 号、令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算、並びに議案第 34 号、令和 5 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算、並びに議案第 35 号、令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算、並びに議案第 36 号、令和 5 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算、並びに議案第 37 号、令和 5 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算、並びに議案第 38 号、令和 5 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算、並びに議案第 39 号、令和 5 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、並びに議案第 40 号、令和 5 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算、並びに議案第 41 号、令和 5 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算。以上令和 5 年度各特別会計予算は総額で 30 億 610 万 1 千円を定めるものです。国民健康保険事業特別会計の予算は総額 8 億 5,050 万 9 千円で、前年度より 1.63%の減としています。後期高齢者医療事業特別会計の予算は総額 1 億 6,682 万 5 千円で、前年度より 5.09%の増としております。介護保険事業特別会計の予算は総額 12 億 9,319 万円で、前年度より 0.37%の減としています。介護サービス事業特別会計の予算は総額 1,843 万 1 千円で、前年度より 3.49%の減としています。簡易水道事業特別会計の予算は総額 1 億 9,636 万 1 千円で、前年度より 2.01%の減としています。農業集落排水事業特別会計の予算は総額 1 億 2,446 万 4 千円で、前年度より 1.47%の増としています。特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は総額 3 億 257 万 5 千円で、前年度より 2.81%の増としています。筒賀財産区特別会計の予算は総額 3,422 万 6 千円で、前年度より 5.21%の減としています。内黒山財産区特別会計の予算は総額 1,952 万円で、前年度より 340.04%の増としています。

議案第 42 号、令和 5 年度安芸太田町病院事業会計予算。令和 5 年度安芸太田町病院事業会計の収入支出予算

を定めるもので、収益的収入及び支出は20億6,624万8千円で前年度より3.19%の増としています。また、3階入院棟の改修や医療機器整備等の資本的支出は1億7,953万4千円で前年度より24.7%の減としています。以上詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

以上で、提出者の提案理由の説明を終わります。以上提案議案につきましては、後日、詳細説明、審議を行います。本日の日程は、以上で全部終了しました。本日は、これで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前11時20分 散会
